

様式第4号(第6条関係)

平成29年度 第2回  
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成30年2月9日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟5階 会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 千崎 育利	
審議対象期間	平成29年6月1日～ 平成29年12月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 38(企業局) 30,201,202,205,27(奈良市) 2. その他
一般競争入札	5	
指名競争入札	1	
随意契約		
合計	6	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動型最低制限価格制度での入札は、応札業者数が見込める時期や入札参加資格条件の設定を検討する必要がある。</li> <li>・工期の関係で指名競争入札で行うことを避けるためにも、発注等について担当課と契約課で計画等を綿密に行う必要がある。</li> <li>・契約後VEの導入については、導入状況等について既に導入している自治体等に対してリサーチを行い、課題等について再度検討する必要がある。</li> </ul>	

## 1 抽出案件について

委員長 公共下水道の築造工事について説明願います。

担当課 工事名は、公共下水道築造工事。予定価格5,635万円、最低制限価格4,388万3千円、落札金額は5,635万円、落札率は100%です。入札参加資格は本店又は営業所が奈良市内にあり、特定建設業の許可を有し、経営規模等評価結果通知書の総合評定値が850点以上であること及び工法等が特殊であることから国道事務所所管の発注工事で4千万円以上の実績があることとしています。入札参加資格審査申請業者数が3者で入札結果は2者の入札があり、1者は最低制限価格未滿で失格となっております。

委員長 この案件を選定したのは、落札率が100%だったということですが、2者入札で1者が最低制限価格未滿だったので、予定価格で入れてきた業者が落札されたということですか。

委員 モデル型算出価格の4,388万3千円は公表されているのにもかかわらず入札価格が4,285千円で入札している業者があるのはどうしてですか。

担当課 予定価格5,000万円以上の案件については、モデル型算出価格と入札者の応札金額に応じて変わる変動型算出価格の安い方を最低制限価格として設定します。基本的に他の案件においても、変動型算出価格の方がモデル型算出価格よりも安くなる傾向があるので、今までの傾向から、こういう金額を投じたのではないかと考えられます。

事務局 この変動型で2者になるケースが稀で、更にその1者が予定価格いっぱいに入札してきています。特に稀なケースになっていますが、100%の業者が落札というのも課題とは考えています。

委員長 応札業者が少なかった理由は、何が考えられますか。

担当課 あくまで推測ですが、時期的なものや配置技術者の条件が要因かと思います。

委員長 変動型は2者だとその機能が発揮されない。それに対処するには応札者が見込める時期や、参加資格条件の設定に課題があると思います。改善方法を考えていただきたい。それでは2つ目の案件について説明願います。

担当課 担当課は住宅課、工種は建築、工事名は市営住宅空家改修工事（1）3工区、工事場所は、川上町地内です。落札金額が452万8千円、落札率が83.85%、工事概要は空き家の改修工事です。

委員長 これは同種の空家改修工事が多いため、全体的な入札状況を確認したいと思い、抽出しました。これら工事を見ると10者から多いときは20・30者の応札があります。だいたい、最低制限価格にはりついている感じですか。この工事はしばらく続きますか。

担当課 工事は一般補修を毎回、住宅を年4回、クロスの張替え、畳表替え等の恒常的な工事です。

事務局 開札録見ても、ほぼ全員が最低制限価格にはりついている状況です。

委員長 そういう風に分けていても、競争性は働いているという判断ですね。どうもありがとうございました。それでは次とその次の案件をまとめて説明願います。

担当課 JR奈良駅南特定土地地区画整理事業支障物件調査業務委託のその5とその4についてご説明します。この案件は、区画整理事業地内の支障となる物件・建物等の補償の調査の委託となっています。参加資格等は補償関係のコンサルタント業務の登録、過去の実績、技術者要件となっています。

委員長 この案件もこの種の調査業務委託の入札状況を確認したいということで抽出しました。これも一番低く入れてきているところが落札されているということですね。

事務局 以前に、ご意見いただいた指名競争入札で行っていた案件で、今回は、一般競争入札で行っています。その結果、落札率が指名競争入札に比べ一般競争入札が低くなっているため、一般競争入札にした効果が出ていると考えられます。相手方や事業の日程調整等で、常に計画的に日数のかかる一般競争入札で行うのは難しいのですが、可能な限り一般競争入札を行っていきます。

委員 同種業務が複数ありますが、当初から分けるのであれば一般競争入札にできませんか。

担当課 相手方と補償の交渉をする中で、応じて貰えそうところをやっていきます。予算が分かるのが4月年度当初なので事前に予想の中で年度末に下準備で交渉とか行ったりするところは、出来るだけ一般競

争入札で、予算が残ってきて、追加でなんとか2・3件でも行いたいとかいうところはどうしても、工期が足りなくなるのが現状です。

事務局 できる限り年度当初に担当課と契約課が調整して発注の計画を今まで以上に綿密に行いたいと思います。仕方なく指名競争入札にする時には、今までの固定メンバーではなく、一般競争入札に応札しているメンバーを中心に指名するような指名条件でいこうと考えています。

委員長 発注時期の問題がありますが、入札の結果でいうと一般競争の方が望ましいということから、できる限り一般競争入札で行っていただくということをお願いします。それでは続けて説明願います。

担当課 業務名 J R 奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う詳細設計業務委託、業務概要は過去の設計業務委託の成果を基に工事を進めるために、図面を見直す必要があり、今回平成 30・31 年度の工事の施工予定箇所の図面等の作成を行う業務であります。

委員長 この案件は落札率が 100%なので、その経緯を確認したいということです、説明をお願いします。

事務局 説明させていただきます。指名条件は、市内に本店または営業所を有し、土木関係コンサル業務の道路・上水道・下水道・都市計画の全ての登録があり、過去 10 年以内に土地区画整理事業の設計業務の実績のある、街づくり区画整理協会または全日本土地区画整理士会の会員の 10 者すべてを指名しています。結果は、応札者のうち最低価格で入れた業者が落札の候補者でしたが、入札書の日付を開札日にすべきところを違う日付を記載していたため無効になりました。次点が 5 者で同額になり、立会人のくじにより落札者が決定したものです。

委員 日付の誤記を無効という大きな効果にするには何か理由があるのですか。

事務局 以前に、こういったパターンで無効にしていた時に、どこにも書いていないではないかということで、トラブルになったので、それからは告示と指名通知には、入札書・内訳書に必ず開札日を記載するよう条件を入れて業者に通知しており、業者にも定着しています。

委員長 残り 5 者が全員同額ということの理由はどういったことが考えられますか。これ普通に見れば指名競争入札の弊害、一番まずいものになると談合という話になりますが、例えば予定価格が安く、業者もぎりぎりでこれなのか、指名競争入札の弊害が出ているのか検討する必要があると思います。

事務局 その 2 つのどちらとも断定できませんが、今後の対策としては、今回、金額にして業者数は決して少なくはないのですが、この案件に関して、資格で対象がある程度絞られてきて、そういうような弊害につながる可能性もあるので、今後、資格要件をどこまで緩和できるか一度検証してみたいと思います。

委員長 この案件が、指名競争入札なのは工期の問題ですか。

事務局 入札参加資格について、地域要件、登録業種、実績で絞りその中から街づくり協会と全日本協会となると 10 者になり数が限られるということで、指名競争入札にしています。今回は条件が厳しかったと考えています。

委員長 指名競争入札と一般競争入札では応札のパターンに変化があると思います。さきほどの案件でも、応札数が変わらなくても一般競争入札の方が落札率下がっていましたね。

事務局 あるかもしれません。対象業者の数が限られている場合については、指名競争入札の方が期間も短くて済みますので、そういう形で行っていますが、十分な期間が取れるようなら一般競争入札も検討していきます。

委員長 指名競争入札でこうなるとその弊害が何か出ているように、外部から見えるので、それに対して説明できなくてはなりません。一般競争入札での執行や、どうしても工期の関係とか指名競争入札でやるのであればこういう状況にならないようにやり方を検討することが必要だと思います。この業務は今後も続くので、是非今回吟味して頂いて次回、どうするかを考えていただきたいと思います。それでは続いて、街区公園（ゾーン 5）の除草業務委託について説明願います。

担当課 これは公園緑地の草刈です。草刈のみならず集積・運搬・撤去まで行っています。奈良市の公園区域を 24 ブロックに分け、夏休みが始まるまでに 1 回と、10 月くらいに草が伸びなくなるころに 1 回の年 2 回で発注しています。

事務局 事務局からも補足ということで説明いたします。造園はランクが1から4まであり、それぞれの予定価格により参加可能業者が区別され、ゾーン分けをする中でランクのバランスを取りながら発注しています。落札状況はほぼ全てが最低制限価格で張り付いているような状況です。ランク別業者数につきましては1が少なく19者、2・3・4が30者前後の業者数ということで発注をかけている状況です。

委員長 これはどれも今回抽出した案件のような内容になっています。結果として落札されている業者はある程度分散しているということですね。それでは引き続き次の次第に移りたいと思います。

## 2 その他

事務局 説明させていただきます。本市発注工事における現場代理人の直接的かつ恒常的な雇用関係についてということでご助言を頂きたいと思っています。主任技術者については、本市においても3ヶ月以上の雇用関係を確認していますが、現場代理人については特段の定めがなく、直接的かつ恒常的な雇用関係を要件としていません。そこで、現場代理人の雇用状況について企業局や他市の状況を調査したところ、企業局では1,500万円以上の全ての建設工事について平成30年4月1日より直接的かつ恒常的な雇用を要件としており、他の中核市についても47中核市のうち31市において直接的かつ恒常的な雇用関係を要件として求めていることが分かりました。これらを踏まえ本市でも今後の方針として現場代理人について、適正な施工を確保する観点から建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を要件としたいと考えております。施行時期としては平成30年5月1日以降、対象工事は請負金額が3,500万、建築工事の場合は請負金額7,000万以上の全ての工事と考えています。

委員長 背景に何かあったのですか。時代の流れですか。

事務局 以前から言われてはいたのですが、現場代理人を巡るトラブルがあったということで取り掛かった形です。現場代理人は現場に常駐するという最も重要なところで、連絡が取れない等があってはならないということ。雇用形態までは問題にしていなかったのですが。

委員長 これをやることによる奈良市側に発生するというコストというのはあるのですか。

事務局 担当課の事務とすればその一つの確認の事務が増えるということです。発注者側に負担がかかることはあまりありませんが、業者への対応はちょっと迫られるかもしれません。

委員長 お話をうかがっていると、特段大きなコストは発生しないが、しっかりと規定することによって将来起こりうるかもしれないトラブルが未然に防げるという効果が見込める。これについては良とさせていただきます。それでは続きまして、もう一つの案件です。これについての説明願います。

担当課 建設工事における契約後VE方式の執行についてご説明します。VEとは同等の機能を有して、価格が安くなるものを採用するというもので、アメリカで生まれました。その後日本にも伝わり、建設関係では建築工事、公共工事に関して他の都県・市町村で使われています。また、契約後VEですが、請負代金額の低減を伴う技術提案を採用した場合に低減額の一部を受注者に支払う方式で、多くの市町村が還元額を低減額の2分の1としており、本市でも同様の方式を採る予定でいます。契約後VEのメリット・デメリットですが、発注者のメリットは、工事費の縮減、企業のノウハウの有効活用ができるという点です。受注者のメリットは、縮減額の50%の還元、独自のノウハウの活用・実績などです。発注者のデメリットは、VE提案が提出された場合の審査、設計図書を変更等の事務量が考えられます。本市で試行する契約後VEの対象は設計金額が2億円以上で、工事主管課長が契約後VE方式にすることが適当と認めた工事で、縮減額が直接工事費100万円以上のものに限っています。契約後VE導入の影響ですが、本来、発注側が設計段階でかなり低く設計しているはずなので、VE対象の入札でも契約後にVE提案がされないことも十分想定されます。ただ、ゼネコン等は独自の技術的情報を持っていて、新しい工法・資材で価格が安いものを研究している可能性があるため、市内業者だけではなくゼネコンが参加するような大きな工事においてVE提案で工費の低減することが期待しています。これらの契約後VEの導入について今回の入札監視委員会でも意見をいただいて施行したいと考えています。また、前回委員長からいただいた意見で、契約後VEを適用した工事において入札の際に示した工法や資

材と違うものが使われるとなると、他の入札参加者がそれらの工法等であればもっと適正な価格で入れることができたという意見が出るのが懸念されるというものでした。その意見に対してですが、市のHPに契約後VEに関して説明を載せ、契約後VEを適用する工事の入札説明書にもその適用工事である旨を示すことで、受注者の提案によって工法・建築資材が設計書で示したのと変わる可能性があるということは入札参加者にも理解していただけたと考えております。また、委員からの意見ですが、VEの提案実績を総合評価落札方式の企業の技術力として加点の対象とした方がよいのではないかといいものでした。これは本市も見習うべきではありますが、来年度以降VEを活用してある程度VE提案が増えてきた段階で、総合評価落札方式において評価の加点の対象にしていくことを考えていきたいと思っています。

委員 入札を実施するときは、市の設計に基づいて価格競争ですか。

担当課 価格競争ですが、価格的に総合評価方式の対象案件なので、総合評価になってくると思います。

委員 そのVE提案できるようなものを持っていても、低く入れないと当事者にはなれないということですよ。総合評価で技術的な項目に入れて全体として考えた方がよいと思います。

担当課 総合評価に求める提案は、工法に関わることです。それとは別に新しく費用を低減できるような工法・資材を新たに提案してVEを活用してもらおうというものです。

委員 結果的に採用され、よい提案があれば、コストカットや新しい技術・ノウハウも知ることができるので良い内容かと思いますが、イメージが湧きません。

事務局 担当課もデメリットに直面していないので、その対応を今理論的には考えていますが、実際どうなのかという不安はありますけれども。

委員 採用しているところの運用の実態をリサーチされていますか。

担当課 調査しています。奈良県内では2つの市で生駒市と橿原市ですが、実際のところあまりVE提案が出された工事は少ない。ただ、関東の方では自治体はかなり活発にVEというものを適用しておりまして、そこでは提案が出てきています。

委員 どう運用されているのか、できればもっと知りたい。例えば関東の事例とか。本当に事務量の増加だけで市が頑張ればいいだけのデメリットなのか。何かトラブルが起きていないか。

事務局 対象の案件は多分総合評価です。総合評価では価格は変わらない技術提案して、そのあとでVE提案を受けて、縮減できるとなったら相反するものになりませんか。

担当課 総合評価で求めた提案に関しては、要領ではVE提案の対象にしないとしています。VE提案を求める案件は、総合評価に求める提案をある程度考慮した内容にしていきたいと思っています。

委員 結局は2億円以上で適当と認める工事ということで、その中で抽象的には盛り込まれている。

担当課 要領の中で、総合評価方式等の入札時に行った技術提案っていうのはVE提案の範囲としないと記載しています。

委員長 今ある情報では想定されていないトラブル等の懸念があります論理としては分かるのですが。我々が判断できる材料・情報がまだ不十分という感じがします。そういった意味でもう少し関東等の活発に行っているところから、本当にトラブルがないのか、発生しうる潜在的な問題がないのか等をもう少しリサーチが必要だと感じます。

委員 提案された新しい資材や工法がどこまで信頼性があるのか、技術によってコスト削減ができるというのであれば、A社は技術を持っていたけれども落札できなくてB社になった、A社の技術提案が採用されればB社より安くできたとの意見が出た場合はどうするのか。あと業者さんへのメリットがどこにあるのかというのがよく分からなかったのですが。ひょっとしたら向こうもコストがかかっているのか分からないと。

担当課 企業としては、低減になるといっても新しい技術と工法を使った実績ができるということがメリットだと思います。今まである程度の大手が工事する場合、新しい工法への変更について話をする。その時それが問題ないか確認して、その上で同等の工事目的物ができるかを確認して、それを認めるというこ

とは今もしています。

委員 案外、小規模の工事の方が活用場面があるのではないですか。安全性とか入ってくると本当に技術を判断できるのだろうかと思いますが、そこまでいかない案件でも結構こういうのはあり得ると。2億円というのは、他の導入しているところでもそんな感じなのですか。

担当課 2億円の区切りというのは、色々ところで使われていて、例えばJV案件は土木2億で、建築で3億に改正したのでそれでやっています。

委員 もうちょっと情報がいただけると、もっとイメージがしやすいと思います。

委員長 少額でも関東の方の実例があるという話でしたら、そういうようなメリット・デメリットあるのかを含めて、ちょっと慎重にやった方がよいかと思います。では、これについてはもう一度検討していただくということでいいですか。次回までに今日出た意見を基に、他の自治体の状況やトラブル等がないかをリサーチいただいて、それで次回ご提案いただいて、もう一度確認したいと思います。